医政地発0831第２号
医政看発0831第２号
令和５年８月31日

別記団体の長　殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省医政局看護課長
（　公　印　省　略　）

「「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の医療法に基づく協定等について」の一部改正について」等の発出について

標記について、別添のとおり各都道府県宛て通知いたしましたので、御了知いただきますようよろしくお取り計らい願います。

（別記）

一般社団法人　日本病院会
公益社団法人　全日本病院協会
一般社団法人　日本医療法人協会
一般社団法人　日本社会医療法人協議会
公益社団法人　日本精神科病院協会
公益社団法人　全国自治体病院協議会
一般社団法人　国立大学附属病院長会議
一般社団法人　日本私立医科大学協会
一般社団法人　全国公私病院連盟
一般社団法人　日本慢性期医療協会
社会福祉法人　恩賜財団済生会
公益社団法人　日本歯科医師会
公益社団法人　日本薬剤師会
公益社団法人　日本看護協会
公益社団法人　日本歯科衛生士会
公益社団法人　日本助産師会
一般社団法人　日本精神科看護協会
公益財団法人　日本訪問看護財団
一般社団法人　全国訪問看護事業協会
公益社団法人　日本診療放射線技師会
一般社団法人　日本臨床衛生検査技師会
公益社団法人　日本臨床工学技士会
一般社団法人　日本救急医療財団
一般財団法人　救急振興財団
一般社団法人　全国救急救命士教育施設協議会
一般社団法人　日本救急医学会
一般社団法人　日本臨床救急医学会
一般社団法人　日本救急救命士協会日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人　北海道社会事業協会
独立行政法人　国立病院機構
独立行政法人　労働者健康安全機構
独立行政法人　地域医療機能推進機構
国立研究開発法人　国立がん研究センター
国立研究開発法人　国立循環器病研究センター
国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人　国立国際医療研究センター

国立研究開発法人　国立成育医療研究センター
国立研究開発法人　国立長寿医療研究センター
防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課
総務省消防庁救急企画室
全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会

医政地発0831第１号
医政看発0831第１号
令和５年８月31日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省医政局看護課長
（　公　印　省　略　）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の医療法に基づく協定等について」の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の医療法に基づく協定等について」（令和５年５月26日付け医政地発0526第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「課長通知」という。）により、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の協定のひな形及びその解説書を送付したところですが、今般、解説書の内容を追記するため、課長通知別紙１－２（ＤＭＡＴ協定のひな形の解説）及び別紙２－２（ＤＰＡＴ協定のひな形の解説）を改正することとしました。

また、課長通知において、追って送付することとしておりました、災害支援ナースの協定ひな形及びその解説書について、別紙３－１（災害支援ナース協定のひな形）及び別紙３－２（災害支援ナースの協定ひな形の解説）のとおり作成しました。

つきましては、課長通知を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、貴職におかれては、御了知の上、貴管下の医療機関に周知いただくとともに、適宜これらを御活用いただき医療機関等との協議に当たるなど、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第96号）の円滑な施行に向けて取り組んでいただくようお願いします。

〔別紙〕

○　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の医療法に基づく協定等について」（令和５年５月 26 日付け医政地発 0526 第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

新旧対照表

（下線は改正部分）

改　正　後	改　正　前
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年法律第96号。以下「改正法」という。）については、一部の規定を除き令和６年４月１日に施行されることとなっており、同日に施行される事項の改正の趣旨及び運用の詳細等について、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」（令和５年５月26日付け医政発0526第11号・産情発0526第２号・健発0526第４号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長通知）により通知したところです。 改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12の６第１項の規定に基づく協定についても、そのひな形及びその解説を、別紙１－１（ＤＭＡＴ協定のひな形）及び別紙１－２（ＤＭＡＴ協定のひな形の解説）、別紙２－１（ＤＰＡＴ協定のひな形）及び別紙２－２（ＤＰＡＴ協定のひな形の解説）並びに別紙３－１（災害支援ナース協定のひな形）及び別紙３－２（災害支援ナース協定のひな形の解説）のとおり作成しました。 貴職におかれては、御了知の上、貴管下の医療機関に周知いただくとともに、適宜これらを御活用いただき医療機関との協議に当たるなど、改正法の円滑な施行に向けて取り組んでいただくようお願いします。	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年法律第96号。以下「改正法」という。）については、一部の規定を除き令和６年４月１日に施行されることとなっており、同日に施行される事項の改正の趣旨及び運用の詳細等について、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」（令和５年５月26日付け医政発0526第11号・産情発0526第２号・健発0526第４号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長通知）により通知したところです。 改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12の６第１項の規定に基づく協定についても、そのひな形及びその解説を、別紙１－１（ＤＭＡＴ協定のひな形）及び別紙１－２（ＤＭＡＴ協定のひな形の解説）並びに別紙２－１（ＤＰＡＴ協定のひな形）及び別紙２－２（ＤＰＡＴ協定のひな形の解説）のとおり作成しました。 貴職におかれては、御了知の上、貴管下の医療機関に周知いただくとともに、適宜これらを御活用いただき医療機関との協議に当たるなど、改正法の円滑な施行に向けて取り組んでいただくようお願いします。 なお、災害支援ナースの協定のひな形及びその解説書については、追って送付することを申し添えます。

別紙１－２（ＤＭＡＴ協定のひな形の解説）	別紙１－２（ＤＭＡＴ協定のひな形の解説）
○○都道府県におけるＤＭＡＴの派遣に関する協定の解説 （略）	○○都道府県におけるＤＭＡＴの派遣に関する協定の解説 （略）
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置） 第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。	（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置） 第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（解説） （略） （災害の場合） （略） （感染症の場合） （１）・（２）　（略） （３）想定を大きく上回る感染拡大等により、人員や設備が不足し、DMATの派遣を行うことが困難な場合	（解説） （略） （災害の場合） （略） （感染症の場合） （１）・（２）　（略） （３）想定を大きく上回る災害等により、人員や設備が不足し、DMATの派遣を行うことが困難な場合
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。 令和　年　月　日	この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。 令和　年　月　日

甲 乙 （解説） 協定書は２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有する。	甲 乙

別紙２－２（ＤＰＡＴ協定のひな形の解説）	別紙２－２（ＤＰＡＴ協定のひな形の解説）
○○都道府県におけるＤＰＡＴの派遣に関する協定の解説 （略）	○○都道府県におけるＤＰＡＴの派遣に関する協定の解説 （略）
（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置） 第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。	（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置） 第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。
（解説） （略） （災害の場合） （１）・（２）　（略） （３）想定を大きく上回る災害等により、人員や設備が不足し、DPATの派遣を行うことが困難な場合 （感染症の場合） （１）・（２）　（略） （３）想定を大きく上回る感染拡大等により、人員や設備が不足し、DPATの派遣を行うことが困難な場合	（解説） （略） （災害の場合） （１）・（２）　（略） （３）災害以外の感染症等により、人員や設備が不足し、DPATの派遣を行うことが困難な場合 （感染症の場合） （１）・（２）　（略） （３）感染症以外の災害等により、人員や設備が不足し、DPATの派遣を行うことが困難な場合

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。 令和　年　月　日 甲 乙 （解説） 協定書は２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有する。	この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。 令和　年　月　日 甲 乙

別紙３―１（災害支援ナース協定のひな形） ○○都道府県における災害支援ナースの派遣に関する協定 ○○都道府県知事（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。 （派遣要請等） 第２条　甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。 ２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。 （派遣先）	（新設）

第３条　乙が派遣する災害支援ナースは、甲の都道府県内において看護活動を行うことを原則とする。 ２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める看護活動を行うことができる。 （災害支援ナースの活動） 第４条　乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。 （指揮系統等） 第５条　乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。 ２　災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。 （身分） 第６条　乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。 （協定の実施状況等の報告） 第７条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求	

めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。 （平時における準備） 第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。 ２　甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。 （費用負担等） 第９条　甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。 一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費 二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費 ２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。 （災害救助法適用時の費用負担） 第10条　甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害	

救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第２項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第５条に定めるところにより費用を負担する。 （損害補償） 第 11 条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。 ２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。 （定めのない事項等） 第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。 （当該協定変更に関する事項） 第 13 条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。 （有効期間）	

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間更新されるものとし、以降も同様とする。 （協定の措置を講じていないと認められる場合の措置） 第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。 ※詳細は、「協定の解説」（P4～P5）を参照すること。 （感染症法に規定する医療措置協定との関係） 第 16 条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。 この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。	

令和　年　月　日 甲 乙	

別紙３―２（災害支援ナース協定のひな形の解説） ○○都道府県における災害支援ナースの派遣に関する協定の解説 ○○都道府県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。 （解説） 災害支援ナースの派遣は、都道府県知事と医療機関の管理者とが協議し、合意が成立したときは協定を締結し、その協定の内容に基づき派遣を行うこととなっている。（改正医療法第 30 条の 12 の６） （目的） 第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。 （解説） 改正医療法では、都道府県知事が、医療計画に定める災害医療又は感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業（災害・	（新設）

感染症医療確保事業）を実施するため、 災害・感染症医療業務従事者又は災害・感染症医療業務従事者の一隊（以下「医療隊」という。）の派遣の求め及び当該求めに係る派遣に関すること等を協定に記載することとされている。 （派遣要請等） 第２条　甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。 ２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣させるものとする。 （解説） 改正医療法第 30 条の 12 の６第１項第１号に基づき、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊を派遣する手続きについて記載するもの。 （派遣先） 第３条　乙が派遣する災害支援ナースは、甲の都道府県内において看護活動を行うことを原則とする。 ２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める看護活動を行うことができる。 （解説） 災害支援ナースの派遣に関する協定は、災害・感染症医療確保	

事業の実施を目的としていることから、まずは協定を締結した都道府県知事の管轄する都道府県内で活動することが基本となるが、災害や感染症発生・まん延時においては、都道府県を越えた協力が必要となる場合があることから、他の都道府県からの求めに応じた派遣を行うことも可能である。その場合、第３条第２項のように、当該派遣を行う旨を協定に記載する必要がある（改正医療法第 30 条の 12 の６第１項第２号）。 　また、新興感染症発生・まん延時には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の４の２第６項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 23 条の 10 第２項に基づき、国から医療人材派遣の求めを受けることがあり得る。 （災害支援ナースの活動） 第４条　乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。 （解説） 　改正医療法第 30 条の 12 の６第１項第３号に基づき、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊が行う業務の内容について記載するもの。具体的な活動としては、災害支援ナース活動要領において、災害等発生時の医療機関、社会福祉施設、避難所（福祉避難所を含む）等での看護業務等を行うこととされている。	

（指揮系統等）

第５条　乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（解説）

災害支援ナースの指揮系統については、災害支援ナース活動要領により、災害支援ナース派遣先都道府県が管内で活動する全ての災害支援ナースを指揮することとされている。なお、災害支援ナースの派遣調整業務を都道府県が都道府県看護協会その他の法人に委託して実施するなど、地域の実情に応じて効率的・効果的な体制を構築しておく必要がある。

（身分）

第６条　乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（解説）

災害支援ナースは、所属する医療機関との雇用関係を維持したまま、災害発生時等に都道府県から災害支援ナースの派遣要請を受けて所属医療機関が派遣を行う。

（協定の実施状況等の報告）

第７条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

２　災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（解説）

改正医療法第30条の12の６第３項及び第４項の規定に基づき、災害支援ナースが所属する医療機関は、都道府県知事から求めがあった場合には協定に基づく措置の実施状況等について報告することとされている。その方法については、医療法施行規則第30条の33の２の４の規定により、電磁的方法、書面の交付その他適切な方法とされているところ、災害支援ナース活動要領に基づき、EMIS等を用いて報告することを基本とする。

（平時における準備）

第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第１項（第７号）及び医療法施行規則第 30 条の 33 の２の４第１項に基づき、協定に基づく措置に係る準備に関する事項について記載するもの。

災害支援ナースは、被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後３日以降から１か月間程度）を目安に活動することとしており、要請があった際に対応が可能な準備を平時よりしておく必要がある。また、都道府県は、平時における準備として、災害支援ナースに対する研修及び訓練の実施又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させるように努める必要がある。

（費用負担等）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第１項（第４号）に基づき、派遣に要する費用の負担の方法について記載するもの。具体的な費用として、日当、交通費、宿泊費や看護活動に要した実費等が想定される。

なお、改正医療法第 30 条の 12 の８第２項等の規定に基づき、他の都道府県からの要請に基づく派遣に係る費用については、要請を受けた都道府県より、他の都道府県に対して求償することが可能である。

（災害救助法適用時の費用負担）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第２項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（解説）

第 9 条により、都道府県は医薬品や医療器具等を使用した場合の実費その他必要と認めた経費を負担することになるが、災害救助法第７条の従事命令が適用された場合の同法に基づく費用負担について別途明示したものである。

（損害補償）

第 11 条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（解説）

災害支援ナースの看護活動等への補償は、自然災害や事故による負傷、感染症や精神疾患への罹患についても対応することが必要である。

（定めのない事項等）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（解説）

協議による契約内容の検討の可能性について定めている。

（当該協定変更に関する事項）

第 13 条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第１項（第７号）及び医療法施行規則第 30 条の 33 の２の４の規定に基づき、当該協定を変更する場合の手続等について定めるもの。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（解説）

契約の有効期間は協議において決めて差し支えない。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（解説）

災害・感染症医療確保事業を実施するに当たっては、まずは、当該規定に基づく医療法等に基づく措置（勧告・指示等）を行う前に、地域の医療機関等の関係者間での話し合いに基づく調整を行うことが重要である。

この場合、災害・感染症医療のみならず、救命救急医療や他の一

般診療への影響など、地域の医療提供体制全体の状況を十分に勘案していただくことが必要である。 「正当な理由」については、災害等の状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要である。 例えば、 (災害の場合) （１）所属医療機関が所在する地域の被害により、災害支援ナースの派遣が可能な人員を確保できない場合 （２）所属医療機関の被害状況により、災害支援ナースの派遣が可能な人員を診療体制の維持に従事させることが必要な場合 （３）想定を大きく上回る災害等により、人員や設備が不足し、災害支援ナースの派遣を行うことが困難な場合（災害等の対応を優先し他機関への派遣の事務等を行うことが困難な場合を含む） （感染症の場合） （１）感染拡大により派遣可能な人員が感染し、災害支援ナースの派遣を行うことが困難な場合 （２）ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なったため、所属医療機関の感染症診療に派遣可能な災害支援ナースを従事させる必要がある場合 （３）想定を大きく上回る感染拡大等により、人員や設備が不足し、災害支援ナースの派遣を行うことが困難な場合（感染	

症等の対応を優先し他機関への派遣の事務等を行うことが困難な場合を含む） 等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと都道府県が判断する場合がある。 なお、ここでお示ししている内容の他、都道府県や医療機関からの情報が蓄積され次第、都度、協定が履行できない「正当な理由」の範囲について、不公平とならないよう、できる限り具体的に示していくこととする。 また、「医療法等に基づく措置」とは、医療法第 30 条の 12 の６第８項から第 10 項までに規定する措置をいい、都道府県知事が協定を締結した病院又は診療所の管理者に対し、締結した協定に基づく措置をとることの勧告をし、勧告に従わないときに指示をし、なお従わないときに公表することができる。 実際に都道府県が感染症法等に基づく措置（指示や勧告等）を行うか否かは、締結した協定の措置を講じないことによる患者の生命・健康等への影響や、協定の措置に代えて実施し得る他の手段の有無といったことを総合的に考慮して判断されるべきものと考えられる。 なお、都道府県において、勧告・指示・公表の是非を判断するに当たっては、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこととし、例えば、都道府県医療審議会等の関係者の会議体により、事前に（緊急時でやむを得ない場合には事後に）、勧告・指示・公表について当該会議体から意見を聴取するなど、手続きの透明性を確保すること。	

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第 16 条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

（解説）

医療法に基づく協定においては、「災害・感染症医療業務従事者」は災害や感染症に対応するために、国が養成・登録する災害支援ナース等の医療人材の派遣について定めることとしている。他方で、感染症法第 36 条の３第１項に規定する医療措置協定においては、新型インフルエンザ等に係る医療提供体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、「新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者」及び「新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者」（感染症の発生、まん延時において、感染症患者に対する医療や感染症の発生・まん延防止のための医療提供体制確保に係る業務に従事する医師、看護師その他医療従事者）の広域派遣を含む各種の措置のうち当該医療機関が講ずべきものを定めることとしており、これらの者の中には「災害・感染症医療業務従事者」も含まれうる。このように、両協定はその目的や対象が重複するため、医療法第 30

条の 12 の６第２項の規定に基づき、同法に基づく協定は、医療措置協定と一体のものとして締結することができることとしている。

なお、医療法に基づく協定は病院、診療所を対象としているが、災害支援ナースは、病院、診療所のほか、訪問看護事業所、助産所等にも所属していることから、都道府県が地域の実情に応じて、訪問看護事業所や助産所等と協定を締結することを妨げるものではない。また、所属する施設のない災害支援ナースについても地域の実情に応じて、都道府県が災害支援ナースを直接雇用する、あるいは都道府県看護協会が災害支援ナースを雇用した上で、都道府県と都道府県看護協会が協定を締結し、派遣を行うことができる。詳細については、災害支援ナース活動要領を参照されたい。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲

乙

（解説） 　協定書は２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有する。	

医政地発0526第１号
令和５年５月26日
一部改正　医政地発0831第１号
医政看発0831第１号
令和５年８月31日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（　公　印　省　略　）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を
改正する法律による改正後の医療法に基づく協定等について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年法律第96号。以下「改正法」という。）については、一部の規定を除き令和６年４月１日に施行されることとなっており、同日に施行される事項の改正の趣旨及び運用の詳細等について、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」（令和５年５月26日付け医政発0526第11号・産情発0526第２号・健発0526第４号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長通知）により通知したところです。

改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12の６第１項の規定に基づく協定についても、そのひな形及びその解説を、別紙１－１（ＤＭＡＴ協定のひな形）及び別紙１－２（ＤＭＡＴ協定のひな形の解説）、別紙２－１（ＤＰＡＴ協定のひな形）及び別紙２－２（ＤＰＡＴ協定のひな形の解説）並びに別紙３－１（災害支援ナース協定のひな形）及び別紙３－２（災害支援ナース協定のひな形の解説）のとおり作成しました。

貴職におかれては、御了知の上、貴管下の医療機関に周知いただくとともに、適宜これらを御活用いただき医療機関との協議に当たるなど、改正法の円滑な施行に向けて取り組んでいただくようお願いします。

別紙１－１

○○都道府県におけるＤＭＡＴの派遣に関する協定

○○都道府県知事（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、日本ＤＭＡＴ活動要領及び○○都道府県 DMAT 運用計画等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、ＤＭＡＴの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにＤＭＡＴを派遣させるものとする。

３　乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、ＤＭＡＴを派遣することができるものとする。

４　乙は、前項の規定によりＤＭＡＴを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣したＤＭＡＴは、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

（派遣先）

第３条　乙が派遣するＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める医療活動を行うことができる。

（ＤＭＡＴの活動）

第４条　乙が派遣するＤＭＡＴが行う業務は日本 DMAT 活動要領及び○○都道府県 DMAT 運用計画等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第５条　乙が派遣したＤＭＡＴに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

２　ＤＭＡＴが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第６条　乙が派遣するＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第７条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣したＤＭＡＴが、第４条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙が派遣したＤＭＡＴが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第２項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第 11 条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したＤＭＡＴの隊員が、第４条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第 13 条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

※　詳細は、「協定の解説」（Ｐ５～Ｐ６）を参照すること。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第 16 条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲

乙

別紙１－２

○○都道府県におけるＤＭＡＴの派遣に関する協定の解説

○○都道府県知事（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（解説）

DMAT の派遣は、都道府県知事と医療機関の管理者とが協議し、合意が成立したときは協定を締結し、その協定の内容に基づき派遣を行うこととなっている。（改正医療法第 30 条の 12 の６）

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、医療活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、傷病者等の生命を守ることを目的とする。

（解説）

改正医療法では、都道府県知事が、医療計画に定める災害医療又は感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業（災害・感染症医療確保事業）を実施するため、 災害・感染医療確保従事者又は災害・感染症医療業務従事者の一隊（以下「医療隊」という。）※の派遣の求め及び当該求めに係る派遣に関すること等を協定に記載することとされている。

※　DMAT１隊の構成は医師１名、看護師２名、業務調整員１名を基本としているが、活動に応じた隊構成での派遣は可能である。

（派遣要請等）

第２条　甲は、日本ＤＭＡＴ活動要領及び○○都道府県 DMAT 運用計画等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、ＤＭＡＴの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにＤＭＡＴを派遣させるものとする。

３　乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、ＤＭＡＴを派遣することができるものとする。

４　乙は、前項の規定によりＤＭＡＴを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣した DMAT は甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

（解説）

第２条第３項に定める、甲の要請を受ける前に DMAT を派遣することができる「緊急やむを得ない場合」とは、近隣で発生した大規模な事故などについて、消防からの要請により、DMAT 指定医療機関が DMAT を派遣し、派遣後速やかに DMAT 指定医療機関より都道府県へ報告をし、承諾を得る場合などが想定される。当該派遣については、チームのみだけではなく個人単位でも可能である。また、チームとして活動する際に、必ずしも医師を含めて活動をする必要はない。

（派遣先）

第３条　乙が派遣するＤＭＡＴは、甲の都道府県内において医療活動を行うことを原則とする。

２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める医療活動を行うことができる。

（解説）

DMAT の派遣に関する協定は、災害・感染症医療確保事業の実施を目的としていることから、まずは協定を締結した都道府県知事の管轄する都道府県内で活動することが基本となるが、災害や感染症発生・まん延時においては、都道府県を越えた協力が必要となる場合があることから、他の都道府県からの求めに応じた派遣を行うことも可能である。その場合、第３条第２項のように、当該派遣を行う旨を協定に記載する必要がある（改正医療法第 30 条の 12 の６第１項第２号）。

また、新興感染症発生・まん延時には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の４の２第６項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 23 条の 10 第２項の規定に基づき、国から医療人材派遣の求めを受けることがあり得る。

（ＤＭＡＴの活動）

第４条　乙が派遣するＤＭＡＴが行う業務は日本 DMAT 活動要領及び○○都道府県 DMAT 運用計画等に定めるものとする。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第１項（第３号）の規定に基づき、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊が行う業務の内容について記載するもの。具体的な活動としては、日本 DMAT 活動要領において、災害等発生時の DMAT 本部、医療機関、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）、災害現場等での本部活動、情報収集・共有、診療等を行うこととされている。さらに、令和４年２月の日本 DMAT 活動要領改定により、新興感染症対応として、感染症専門家ともに、都道府県の患者受け入れや入院調整、クラスター発生施設等での支援を行うことが追加されている。

このほか、都道府県独自の DMAT の運用については、各都道府県の運用計画で定める。

（指揮系統等）

第５条　乙が派遣したＤＭＡＴに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

２　ＤＭＡＴが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県のＤＭＡＴ受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（解説）

DMAT の指揮系統については、日本 DMAT 活動要領により、DMAT 派遣先都道府県の DMAT 調整本部の本部長（統括 DMAT 登録している災害医療コーディネーター）が管内で活動する全ての DMAT を指揮することとされている。

（身分）

第６条　乙が派遣するＤＭＡＴの隊員は、原則として派遣元である乙の職員として医療活動に従事する。

（解説）

DMAT 隊員は、所属する DMAT 指定医療機関との雇用関係を維持したまま、災害発生時等に都道府県から DMAT 派遣要請を受けて DMAT 指定医療機関が派遣を行う。

（協定の実施状況等の報告）

第７条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第３項、第４項及び第６項の規定に基づき、DMAT 指定医療機関は、都道府県知事から求めがあった場合には協定に基づく措置の実施状況等について報告することとされている。その方法については、医療法施行規則第 30 条の 33 の２の４の規定により、電磁的方法、書面の交付その他適切な方法とされているところ、日本 DMAT 活動要領に基づき、EMIS 等を用いて報告することを基本とする。

（平時における準備）

第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、ＤＭＡＴ隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第１項（第７号）及び医療法施行規則第 30 条の 33 の２の４第１項の規定に基づき、協定に基づく措置に係る準備に関する事項について記載するもの。

DMAT は災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）から活動が開始できる機動性をもった医療チームであるため、要請があった際には、迅速な対応が可能な準備を平時よりしておく必要がある。また、都道府県は、平時における準備として、DMAT に対する研修及び訓練の実施又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させるように努める必要がある。

（費用負担等）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣したＤＭＡＴが、第４条の業務を実施した場合に要する費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してＤＭＡＴの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第１項（第４号）の規定に基づき、派遣に要する費用の負担の方法について記載するもの。具体的な費用として、日当、交通費、宿泊費や医療活動に要した実費等が想定される。

なお、改正医療法第 30 条の 12 の８第２項の規定等に基づき、他の都道・府県からの要請に基づく派遣に係る費用については、要請を受けた都道府県より、他の都道府県に対して求償することが可能である。

（災害救助法適用時の費用負担）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙が派遣したＤＭＡＴが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第２項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（解説）

第 9 条により、都道府県は医薬品を使用した場合の実費その他必要と認めた経費を負担することになるが、災害救助法第７条の従事命令が適用された場合の同法に基づく費用負担について別途明示したものである。

（損害補償）

第 11 条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したＤＭＡＴの隊員が、第４条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したＤＭＡＴの医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（解説）

DMAT 活動における事故等への補償は、自然災害や事故による負傷、感染症や精神疾患への罹患についても対応することが必要である。

（定めのない事項等）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（解説）

協議による契約内容の検討の可能性について定めている。

（当該協定変更に関する事項）

第 13 条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の 6 第 1 項（第 7 号）及び医療法施行規則第 30 条の 33 の 2 の 4 の規定に基づき、当該協定を変更する場合の手続等について定めるもの。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（解説）

契約の有効期間は協議において決めて差し支えない。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（解説）

災害・感染症医療確保事業を実施するに当たっては、まずは、当該規定に基づく医療法等に基づく措置（勧告・指示等）を行う前に、地域の医療機関等の関係者間での話し合いに基づく調整を行うことが重要である。この場合、災害・感染症医療のみならず、救命救急医療や他の一般診療への影響など、地域の地域医療提供体制全体の状況を十分に勘案していただくことが必要である。

「正当な理由」については、災害等の状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要である。

例えば、

（災害の場合）

(1)所属医療機関が所在する地域の被害により、DMAT の派遣が可能な人員を確保できない場合

(2)所属医療機関の被害状況により、DMAT の派遣が可能な人員を診療療体制の維持に従事させることが必要な場合

(3)想定を大きく上回る災害等により、人員や設備が不足し、DMAT の派遣を行うことが困難な場合

（感染症の場合）

(1)感染拡大により DMAT 派遣の可能な人員が感染し、DMAT の派遣を行うことが困難な場合

(2)ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なったため、所属医療機関の感染症診療に派遣可能な DMAT 隊員を従事させる必要がある場合

(3)想定を大きく上回る感染拡大等により、人員や設備が不足し、DMAT の派遣を行うことが困難な場合

等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと都道府県が判断する場合がある。なお、ここでお示ししている内容の他、都道府県や医療機関からの情報が蓄積され次第、都度、協定が履行できない「正当な理由」の範囲について、不公平とならないよう、できる限り具体的に示していくこととする。また、「医療法等に基づく措置」とは、医療法第 30 条の 12 の 6 第 8 項から第 10 項までに規定する措置等をいい、都道府県知事が協定を締結した病院又は診療所の管理者に対し、締結した協定に基づく措置をとることの勧告をし、勧告に従わないときに指示をし、なお従わないときに公表することができる。

実際に都道府県が感染症法等に基づく措置（指示や勧告等）を行うか否かは、締結した協定の措置を講じないことによる患者の生命・健康等への影響や、協定の措置に代えて実施し得る他の手段の有無といったことを総合的に考慮して判断されるべきものと考えられる。

なお、都道府県において、勧告・指示・公表の是非を判断するに当たっては、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこととし、例えば、都道府県医療審議会等の関係者の会議体により、事前に（緊急時でやむを得ない場合は事後に）、勧告・指示・公表について当該会議体から意見を聴取するなど、手続きの透明性を確保すること。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第 16 条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣としてＤＭＡＴの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

（解説）

医療法に基づく協定においては、「災害・感染症医療従事者」は災害や感染症に対応するために、国が養成・登録する DMAT 等の医療人材の派遣について定めることとしている。他方で、感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定においては、新型インフルエンザ等に係る医療提供体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、「新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者」及び「新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者」（感染症発生・まん延時において、感染症患者に対する医療や感染症の発生・まん延防止のための医療提供体制確保に係る業務に従事する医師、看護師その他医療従事者・関係者）の広域派遣を含む各種の措置のうち当該医療機関が講ずべきものを定めることとしており、これらの者の中には「災害・感染症医療業務従事者」も含まれうる。このように、両協定はその目的や対象が重複するため、改正医療法第 30 条の 12 の 6 第 2 項の規定に基づき、同法に基づく協定は、医療措置協定と一体のものとして締結することができることとしている。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲

乙

（解説）

協定書は２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有する。

別紙２－１

○○都道府県における DPAT の派遣に関する協定

○○都道府県知事（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、精神保健医療活動を行うことにより、地域の精神保健医療ニーズに対応することを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、DPAT 活動要領及び○○都道府県 DPAT 運用計画等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等により、精神保健医療への対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DPAT の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに DPAT を派遣させるものとする。

３　乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DPAT を派遣することができるものとする。

４　乙は、前項の規定により DPAT を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣した DPAT は、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

（派遣先）

第３条　乙が派遣する DPAT は、甲の都道府県内において精神保健医療活動を行うことを原則とする。

２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める精神保健医療活動を行うことができる。

（DPAT の活動）

第４条　乙が派遣する DPAT が行う業務は DPAT 活動要領及び○○都道府県 DPAT 運用計画等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第５条　乙が派遣した DPAT に対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

２　DPAT が他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の DPAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第６条　乙が派遣する DPAT の隊員は、原則として派遣元である乙の職員として精神保健医療活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第７条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、DPAT 隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣した DPAT が、第４条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して DPAT の派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙が派遣した DPAT が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第２項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第 11 条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した DPAT の隊員が、第４条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した DPAT の精神保健医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第 13 条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

※　詳細は、「協定の解説」（P５～P６）を参照すること。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第 16 条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として DPAT の派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲

乙

別紙２－２

○○都道府県における DPAT の派遣に関する協定の解説

○○都道府県知事（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（解説）

DPAT の派遣は、都道府県知事と医療機関の管理者とが協議し、合意が成立したときは協定を締結し、その協定の内容に基づき派遣を行うこととなっている。（改正医療法第 30 条の 12 の 6）

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、精神保健医療活動を行うことにより、地域の精神保健医療ニーズに対応することを目的とする。

（解説）

改正医療法では、都道府県知事が、医療計画に定める災害医療又は感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業（災害・感染症医療確保事業）を実施するため、 災害・感染医療確保従事者又は災害・感染症医療業務従事者の一隊（以下「医療隊」という。）※の派遣の求め及び当該求めに係る派遣に関すること等を協定に記載することとされている。

※　DPAT１隊の構成は精神科医師、看護師、業務調整員を含む数名を基本としているが、活動に応じた隊構成での派遣は可能である。

（派遣要請等）

第２条　甲は、DPAT 活動要領及び○○都道府県 DPAT 運用計画等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等により、精神保健医療への対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DPAT の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに DPAT を派遣させるものとする。

３　乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DPAT を派遣することができるものとする。

４　乙は、前項の規定により DPAT を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣した DPAT は、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

（解説）

第２条３項に定める、甲の要請を受ける前に DPAT を派遣することができる「緊急やむを得ない場合」とは、近隣で発生した大規模な事故などについて、消防からの要請により、DPAT 指定医療機関が DPAT を派遣し、派遣後速やかに DPAT 指定医療機関より都道府県へ報告をし、承諾を得る場合などが想定される。当該派遣については、チームのみだけではなく個人単位でも可能である。

（派遣先）

第３条　乙が派遣する DPAT は、甲の都道府県内において精神保健医療活動を行うことを原則とする。

２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める精神保健医療活動を行うことができる。

（解説）

DPAT の派遣に関する協定は、災害・感染症医療確保事業の実施を目的としていることから、まずは協定を締結した都道府県知事の管轄する都道府県内で活動することが基本となるが、災害や感染症発生・まん延時においては、都道府県を越えた協力が必要となる場合があることから、他の都道府県からの求めに応じた派遣を行うことも可能である。その場合、第３条第２項のように、当該派遣を行う旨を協定に記載する必要がある（改正医療法第 30 条の 12 の６第１項第２号）。

また、新興感染症発生・まん延時には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の４の２第６項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 23 条の 10 第２項に基づき、国から医療人材派遣の求めを受けることがあり得る。なお、新興感染症に係る DPAT の活動としては、精神疾患を有する患者の入院調整や、クラスターが発生した精神科医療機関の感染制御や業務継続の支援を行うことを想定している。

（DPAT の活動）

第４条　乙が派遣する DPAT が行う業務は DPAT 活動要領及び○○都道府県 DPAT 運用計画等に定めるものとする。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第１項第３号に基づき、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊が行う業務の内容について記載するもの。具体的な活動としては、DPAT 活動要領において、災害等発生時の DPAT 本部、医療機関、災害現場等での本部活動、情報収集・共有、精神科医療等を行うこととされている。さらに、令和５年３月の DPAT 活動要領改定により、感染症専門家ともに、都道府県の患者受け入れや入院調整、クラスター発生施設等での支援を行うことが追加されている。

このほか、都道府県独自の DPAT の運用については、各都道府県の運用計画で定める。

（指揮系統等）

第５条　乙が派遣した DPAT に対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

２　DPAT が他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の DPAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

（解説）

DPAT の指揮系統については、DPAT 活動要領により、DPAT 派遣先都道府県の DPAT 都道府県調整本部が管内で活動する全ての DPAT を指揮することとされている。

（身分）

第６条　乙が派遣する DPAT の隊員は、原則として派遣元である乙の職員として精神保健医療活動に従事する。

（解説）

DPAT 隊員は、所属する DPAT 指定医療機関との雇用関係を維持したまま、災害発生時等に都道府県から DPAT 派遣要請を受けて DPAT 指定医療機関が派遣を行う。

（協定の実施状況等の報告）

第７条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第３項及び第４項の規定に基づき、DPAT 指定医療機関は、都道府県知事から求めがあった場合には協定に基づく措置の実施状況等について報告することとされている。その方法については、医療法施行規則第 30 条の 33 の２の３により、電磁的方法、書面の交付その他適切な方法とされているところ、DPAT 活動要領に基づき、EMIS 等を用いて報告することを基本とする。

（平時における準備）

第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、DPAT 隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第１項第７号及び医療法施行規則第 30 条の 33 の２の４第１項に基づき、協定に基づく措置に係る準備に関する事項について記載するもの。

DPAT は災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）から活動が開始できる機動性をもった医療チームであるため、要請があった際には、迅速な対応が可能な準備を平時よりしておく必要がある。また、都道府県は、平時における準備として、DPAT に対する研修及び訓練の実施又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させるように努める必要がある。

（費用負担等）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣したDPATが、第４条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対してDPATの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（解説）

改正医療法第30条の12の６第１項第４号に基づき、派遣に要する費用の負担の方法について記載するもの。具体的な費用として、日当、交通費、宿泊費や医療活動に要した実費等が想定される。

なお、改正医療法第30条の12の８第２項等に基づき、他の都道・府県からの要請に基づく派遣に係る費用については、要請を受けた都道府県より、他の都道府県に対して求償することが可能である。

（災害救助法適用時の費用負担）

第10条　甲の要請に基づき、乙が派遣したDPATが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第２項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（解説）

第 9 条により、都道府県は医薬品を使用した場合の実費その他必要と認めた経費を負担することになるが、災害救助法第７条の従事命令が適用された場合の同法に基づく費用負担について別途明示したものである。

（損害補償）

第11条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDPATの隊員が、第４条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣したDPATの精神保健医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（解説）

DPAT 活動における事故等への補償は、自然災害や事故による負傷、感染症や精神疾患への罹患についても対応することが必要である。

（定めのない事項等）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（解説）

協議による契約内容の検討の可能性について定めている。

（当該協定変更に関する事項）

第 13 条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の 6 第 1 項第 7 号及び医療法施行規則第 30 条の 33 の 2 の 4 に基づき、当該協定を変更する場合の手続等について定めるもの。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（解説）

契約の有効期間は協議において決めて差し支えない。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（解説）

災害・感染症医療確保事業を実施するに当たっては、まずは、当該規定に基づく医療法等に基づく措置（勧告・指示等）を行う前に、地域の医療機関等の関係者間での話し合いに基づく調整を行うことが重要である。この場合、災害・感染症医療のみならず、救命救急医療や他の一般診療への影響など、地域の地域医療提供体制全体の状況を十分に勘案していただくことが必要である。

「正当な理由」については、災害等の状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要である。例えば、

（災害の場合）

(1)所属医療機関が所在する地域の被害により、DPAT の派遣が可能な人員を確保できない場合

(2)所属医療機関の被害状況により、DPAT の派遣が可能な人員を診療療体制の維持に従事させることが必要な場合

(3)想定を大きく上回る災害等により、人員や設備が不足し、DPAT の派遣を行うことが困難な場合

（感染症の場合）

(1)感染拡大により DPAT 派遣の可能な人員が感染し、DPAT の派遣を行うことが困難な場合

(2)ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なったため、所属医療機関の感染症診療に派遣可能な DPAT 隊員を従事させる必要がある場合

(3)想定を大きく上回る感染拡大等により、人員や設備が不足し、DPAT の派遣を行うことが困難な場合等

協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと都道府県が判断する場合がある。なお、ここでお示ししている内容の他、都道府県や医療機関からの情報が蓄積され次第、都度、協定が履行できない「正当な理由」の範囲について、不公平とならないよう、できる限り具体的に示していくこととする。また、「医療法等に基づく措置」とは、医療法第 30 条の 12 の 6 第 8 項から第 10 項までに規定する措置をいい、都道府県知事が協定を締結した病院又は診療所の管理者に対し、締結した協定に基づく措置をとることの勧告をし、勧告に従わないときに指示をし、なお従わないときに公表することができる。

実際に都道府県が感染症法等に基づく措置（指示や勧告等）を行うか否かは、締結した協定の措置を講じないことによる患者の生命・健康等への影響や、協定の措置に代えて実施し得る他の手段の有無といったことを総合的に考慮して判断されるべきものと考えられる。

なお、都道府県において、勧告・指示・公表の是非を判断するに当たっては、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこととし、例えば、都道府県医療審議会等の関係者の会議体により、事前に（緊急時でやむを得ない場合は事後に)、勧告・指示・公表について当該会議体から意見を聴取するなど、手続きの透明性を確保すること。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第 16 条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として DPAT の派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

（解説）

医療法に基づく協定においては、「災害・感染症医療従事者」は災害や感染症に対応するために、国が養成・登録する DPAT 等の医療人材の派遣について定めることとしている。他方で、感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定においては、新型インフルエンザ等に係る医療提供体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、「新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者」及び「新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者」（感染症の発生、まん延時において、感染症患者に対する医療や感染症の発生・まん延防止のための医療提供体制確保に係る業務に従事する医師、看護師その他医療従事者）の広域派遣を含む各種の措置のうち当該医療機関が講ずべきものを定めることとしており、これらの者の中には「災害・感染症医療業務従事者」も含まれうる。このように、両協定はその目的や対象が重複するため、医療法第 30 条の 12 の 6 第 2 項に基づき、同法に基づく協定は、医療措置協定と一体のものとして締結することができることとしている。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲

乙

（解説）

協定書は２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有する。

別紙３－１

○○都道府県における災害支援ナースの派遣に関する協定

○○都道府県知事（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第３条　乙が派遣する災害支援ナースは、甲の都道府県内において看護活動を行うことを原則とする。

２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める看護活動を行うことができる。

（災害支援ナースの活動）

第４条　乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第５条　乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

２　災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第６条　乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第７条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

２　甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（費用負担等）

第９条　甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（災害救助法適用時の費用負担）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第２項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（損害補償）

第 11 条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

２　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（定めのない事項等）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第 13 条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

※詳細は、「協定の解説」（P4～P5）を参照すること。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第 16 条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲

乙

別紙３－２

○○都道府県における災害支援ナースの派遣に関する協定の解説

○○都道府県知事（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」（病院又は診療所の管理者）という。）とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（解説）

災害支援ナースの派遣は、都道府県知事と医療機関の管理者とが協議し、合意が成立したときは協定を締結し、その協定の内容に基づき派遣を行うこととなっている。（改正医療法第 30 条の 12 の６）

（目的）

第１条　この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（解説）

改正医療法では、都道府県知事が、医療計画に定める災害医療又は感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業（災害・感染症医療確保事業）を実施するため、 災害・感染症医療業務従事者又は災害・感染症医療業務従事者の一隊（以下「医療隊」という。）の派遣の求め及び当該求めに係る派遣に関すること等を協定に記載することとされている。

（派遣要請等）

第２条　甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（解説）

改正医療法第 30 条の 12 の６第１項第１号に基づき、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊を派遣する手続きについて記載するもの。

（派遣先）

第３条　乙が派遣する災害支援ナースは、甲の都道府県内において看護活動を行うことを原則とする。

２　甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第４条に定める看護活動を行うことができる。

（解説）

災害支援ナースの派遣に関する協定は、災害・感染症医療確保事業の実施を目的としていることから、まずは協定を締結した都道府県知事の管轄する都道府県内で活動することが基本となるが、災害や感染症発生・まん延時においては、都道府県を越えた協力が必要となる場合があることから、他の都道府県からの求めに応じた派遣を行うことも可能である。その場合、第３条第２項のように、当該派遣を行う旨を協定に記載する必要がある（改正医療法第 30 条の 12 の６第１項第２号）。

また、新興感染症発生・まん延時には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第

44条の4の2第6項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第23条の10第2項に基づき、国から医療人材派遣の求めを受けることがあり得る。

（災害支援ナースの活動）
第4条　乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

（解説）

改正医療法第30条の12の6第1項第3号に基づき、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊が行う業務の内容について記載するもの。具体的な活動としては、災害支援ナース活動要領において、災害等発生時の医療機関、社会福祉施設、避難所（福祉避難所を含む）等での看護業務等を行うこととされている。

（指揮系統等）
第5条　乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
2　災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した（被災）都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（解説）

災害支援ナースの指揮系統については、災害支援ナース活動要領により、災害支援ナース派遣先都道府県が管内で活動する全ての災害支援ナースを指揮することとされている。なお、災害支援ナースの派遣調整業務を都道府県が都道府県看護協会その他の法人に委託して実施するなど、地域の実情に応じて効率的・効果的な体制を構築しておく必要がある。

（身分）
第6条　乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（解説）

災害支援ナースは、所属する医療機関との雇用関係を維持したまま、災害発生時等に都道府県から災害支援ナースの派遣要請を受けて所属医療機関が派遣を行う。

（協定の実施状況等の報告）
第7条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

（解説）

改正医療法第30条の12の6第3項及び第4項の規定に基づき、災害支援ナースが所属する医療機関は、都道府県知事から求めがあった場合には協定に基づく措置の実施状況等について報告することとされている。その方法については、医療法施行規則第30条の33の2の4の規定により、電磁的方法、書面の交付その他適切な方法とされているところ、災害支援ナース活動要領に基づき、EMIS等を用いて報告することを基本とする。

（平時における準備）
第８条　乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。
２　甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

（解説）
改正医療法第 30 条の 12 の６第１項（第７号）及び医療法施行規則第 30 条の 33 の２の４第１項に基づき、協定に基づく措置に係る準備に関する事項について記載するもの。

災害支援ナースは、被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後３日以降から１か月間程度）を目安に活動することとしており、要請があった際に対応が可能な準備を平時よりしておく必要がある。また、都道府県は、平時における準備として、災害支援ナースに対する研修及び訓練の実施又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させるように努める必要がある。

（費用負担等）
第９条　甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第４条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。
一　乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
二　前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
２　（被災した）市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

（解説）
改正医療法第 30 条の 12 の６第１項（第４号）に基づき、派遣に要する費用の負担の方法について記載するもの。具体的な費用として、日当、交通費、宿泊費や看護活動に要した実費等が想定される。

なお、改正医療法第 30 条の 12 の８第２項等の規定に基づき、他の都道府県からの要請に基づく派遣に係る費用については、要請を受けた都道府県より、他の都道府県に対して求償することが可能である。

（災害救助法適用時の費用負担）
第 10 条　甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第７条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第２項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第５条に定めるところにより費用を負担する。

（解説）
第 9 条により、都道府県は医薬品や医療器具等を使用した場合の実費その他必要と認めた経費を負担することになるが、災害救助法第７条の従事命令が適用された場合の同法に基づく費用負担について別途明示したものである。

（損害補償）
第 11 条　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第 4 条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
2　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

（解説）
災害支援ナースの看護活動等への補償は、自然災害や事故による負傷、感染症や精神疾患への罹患についても対応することが必要である。

（定めのない事項等）
第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（解説）
協議による契約内容の検討の可能性について定めている。

（当該協定変更に関する事項）
第 13 条　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（解説）
改正医療法第 30 条の 12 の 6 第 1 項（第 7 号）及び医療法施行規則第 30 条の 33 の 2 の 4 の規定に基づき、当該協定を変更する場合の手続等について定めるもの。

（有効期間）
第 14 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（解説）
契約の有効期間は協議において決めて差し支えない。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）
第 15 条　甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（解説）
災害・感染症医療確保事業を実施するに当たっては、まずは、当該規定に基づく医療法等に基づく措置（勧告・指示等）を行う前に、地域の医療機関等の関係者間での話し合いに基づく調整を行うことが重要である。

この場合、災害・感染症医療のみならず、救命救急医療や他の一般診療への影響など、地域の医療提供体制全体の状況を十分に勘案していただくことが必要である。

「正当な理由」については、災害等の状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要である。例えば、

(災害の場合)

（１）所属医療機関が所在する地域の被害により、災害支援ナースの派遣が可能な人員を確保できない場合

（２）所属医療機関の被害状況により、災害支援ナースの派遣が可能な人員を診療体制の維持に従事させることが必要な場合

（３）想定を大きく上回る災害等により、人員や設備が不足し、災害支援ナースの派遣を行うことが困難な場合（災害等の対応を優先し他機関への派遣の事務等を行うことが困難な場合を含む）

(感染症の場合)

（１）感染拡大により派遣可能な人員が感染し、災害支援ナースの派遣を行うことが困難な場合

（２）ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なったため、所属医療機関の感染症診療に派遣可能な災害支援ナースを従事させる必要がある場合

（３）想定を大きく上回る感染拡大等により、人員や設備が不足し、災害支援ナースの派遣を行うことが困難な場合（感染症等の対応を優先し他機関への派遣の事務等を行うことが困難な場合を含む）

等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと都道府県が判断する場合がある。

なお、ここでお示ししている内容の他、都道府県や医療機関からの情報が蓄積され次第、都度、協定が履行できない「正当な理由」の範囲について、不公平とならないよう、できる限り具体的に示していくこととする。

また、「医療法等に基づく措置」とは、医療法第 30 条の 12 の 6 第 8 項から第 10 項までに規定する措置をいい、都道府県知事が協定を締結した病院又は診療所の管理者に対し、締結した協定に基づく措置をとることの勧告をし、勧告に従わないときに指示をし、なお従わないときに公表することができる。

実際に都道府県が感染症法等に基づく措置（指示や勧告等）を行うか否かは、締結した協定の措置を講じないことによる患者の生命・健康等への影響や、協定の措置に代えて実施し得る他の手段の有無といったことを総合的に考慮して判断されるべきものと考えられる。

なお、都道府県において、勧告・指示・公表の是非を判断するに当たっては、医療機関等の事情も考慮し、慎重に行うこととし、例えば、都道府県医療審議会等の関係者の会議体により、事前に（緊急時でやむを得ない場合には事後に)、勧告・指示・公表について当該会議体から意見を聴取するなど、手続きの透明性を確保すること。

（感染症法に規定する医療措置協定との関係）

第 16 条　甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の３第１項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

（解説）

医療法に基づく協定においては、「災害・感染症医療業務従事者」は災害や感染症に対応するために、国が養成・登録する災害支援ナース等の医療人材の派遣について定めることとしている。他方で、感染症法第 36 条の３第１項に規定する医療措置協定においては、新型インフルエンザ等に係る医療提供体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、「新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者」及び「新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者」（感染症の発生、まん延時において、感染症患者に対する医療や感染症の発生・まん延防止のための医療提供体制確保に係る業務に従事する医師、看護師その他医療従事者）の広域派遣を含む各種の措置のうち当該医療機関が講ずべきものを定めることとしており、これらの者の中には「災害・感染症医療業務従事者」も含まれうる。このように、両協定はその目的や対象が重複するため、医療法第 30 条の 12 の６第２項の規定に基づき、同法に基づく協定は、医療措置協定と一体のものとして締結することができることとしている。

なお、医療法に基づく協定は病院、診療所を対象としているが、災害支援ナースは、病院、診療所のほか、訪問看護事業所、助産所等にも所属していることから、都道府県が地域の実情に応じて、訪問看護事業所や助産所等と協定を締結することを妨げるものではない。また、所属する施設のない災害支援ナースについても地域の実情に応じて、都道府県が災害支援ナースを直接雇用する、あるいは都道府県看護協会が災害支援ナースを雇用した上で、都道府県と都道府県看護協会が協定を締結し、派遣を行うことができる。詳細については、災害支援ナース活動要領を参照されたい。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲

乙

（解説）

協定書は２通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自１通を保有する。

事　務　連　絡
令和５年８月31日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局看護課

災害支援ナース活動要領（案）について

平素より、災害・感染症医療対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和６年４月より、災害発生時及び新興感染症発生・まん延時において活動する看護職員（以下「災害支援ナース」という。）を養成するため、令和６年度予算の概算要求において、「災害・感染症に係る看護職員等確保事業」を計上したところです。

ついては、本事業により養成する災害支援ナースの活動内容や派遣要請の方法等を定めた「災害支援ナース活動要領」の案を、別添のとおり作成しましたので御連絡します。災害支援ナースについては、病院、診療所以外に所属している者や所属施設のない者も含めて活動要領を作成しております。病院、診療所以外の施設についても医療法の協定に倣い協議を進めていただくことで、広く災害時等の体制整備に努めていただくようお願いします。

貴部（局）におかれましては、当該活動要領案の内容について御了知いただくとともに、都道府県看護協会とも連携しながら貴管下の災害支援ナースが所属する医療機関等に周知いただきますよう、よろしくお願いします。

災害支援ナース活動要領（案）

令和　年　月　日

１．総則

（１）本要領の位置付け

本要領は、大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時（以下「災害等発生時」という。）に、次項に規定する災害支援ナースを派遣し、大規模自然災害が発生した地域や新興感染症がまん延した地域（以下「被災地等」という）のニーズに応じて柔軟に、災害支援ナースの活動を実践するための体制及び対応方法を定めるものである。

（２）災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（以下「看護支援活動」という。）を行う看護職員のことであり、厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省医政局に登録された者の総称である。

災害支援ナースは、都道府県と災害支援ナースが所属する施設（病院、診療所、訪問看護事業所、助産所や都道府県看護協会等（以下「所属施設」という。）との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。

（３）運用の基本方針

① 厚生労働省医政局は、災害支援ナースの活動要領を策定するとともに、研修・訓練等を実施すること及び災害支援ナースを登録することにより、災害支援ナースの質の維持及び向上を図ることとする。

② 厚生労働省医政局は、研修の企画・実施及び災害支援ナースの登録・管理、全国派遣調整に係る業務を実施する。

なお、厚生労働省医政局は、これらの業務を日本看護協会に委託することができる。

③ 都道府県は、管内の災害支援ナースの確保を図るとともに、研修・訓練の実施により、管内の災害支援ナースの質の維持及び向上を図ることとする。

④　都道府県は、災害支援ナースの都道府県内派遣調整に係る業務を実施することとする。また、災害支援ナースの活動に必要な支援を行う。

なお、都道府県は、これらの業務を都道府県看護協会に委託することができる。

⑤　都道府県は、大規模自然災害の発生時に、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和４年７月22日付け科発0722第２号厚生労働省大臣官房厚生科学課長他連名通知）に基づき設置される保健医療福祉調整本部において、管内等で活動するすべての災害支援ナースを指揮し、統括する。

また、都道府県看護協会は、都道府県において、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部が設置された場合には、原則としてこれらに参画する。

（４）災害支援ナース派遣の基本的な考え方

災害支援ナースは、まずは被災地等が属する都道府県（以下単に「被災都道府県」という。）内で活動すること（以下「都道府県内派遣」という。）が基本となるが、災害等発生時において都道府県を越えた協力が必要な場合には、他の都道府県において活動すること（以下「都道府県外派遣」という。）がある。

２．災害支援ナースの登録等

（１）厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修を修了した者を災害支援ナースとして登録する。

（２）災害支援ナースのリスト整備

厚生労働省医政局は都道府県の求めに応じて、災害支援ナースのリストを提供する。

（３）協定締結施設・派遣可能な災害支援ナースのリストの整備

都道府県は、都道府県と協定を締結した所属施設（以下「協定締結施設という。）のリスト及び協定締結施設に所属し、災害等発生時に派遣可能な災害支援ナースのリストを整備する。

３．平時における対応

（１）協定の締結

都道府県は、所属施設と災害支援ナースの派遣に関する協定書を締結する。

なお、所属する施設がない災害支援ナースを派遣する場合には、地域の実情に応じて、都道府県が災害支援ナースを直接雇用すること又は都道府県看護協会が災害支援ナースを雇用した上で、都道府県と都道府県看護協会が協定を締結することにより、派遣を行うことができる。

（２）事故補償への対応

都道府県は、看護支援活動中（出発地と被災地等との移動を含む。）の事故等に対応するための傷害保険に加入する。

また、災害支援ナースは、第三者に損害を与えた場合に備えて、災害等発生時の看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入することが望ましい。

（３）災害支援ナース派遣体制の整備

所属施設は、協定の内容に基づき、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に、平時から努めることとする。

（４）災害支援ナース養成研修の実施

①　災害支援ナース養成研修等の実施

厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修、企画・指導者研修を実施し、研修修了者のリストを整備・管理する。

また、都道府県看護協会は、災害支援ナース養成研修における集合研修を実施し、研修修了者に係る情報を都道府県及び厚生労働省医政局に提供する。

②　災害支援ナース派遣調整訓練の実施

厚生労働省医政局は、災害支援ナース及びその所属施設との災害支援ナース派遣調整訓練を年１回以上実施し、災害支援ナース派遣調整の評価及び見直しを行う。

③　災害支援ナースの登録更新

厚生労働省医政局は、災害支援ナースの登録更新を５年ごとに行う。ただし、年度途中に災害支援ナースとして登録された場合は、登録された当該年度及びその後４年間を、災害支援ナースとしての登録有効期間とする。

災害支援ナースは、登録有効期間において、更新を目的として厚生

労働省医政局が実施する研修に１回以上参加する。登録有効期間内に当該研修に参加しなかった場合は、更新されないものとする。

災害支援ナースは、所属施設など、登録内容に変更があった場合は、所属施設から都道府県を通じて、厚生労働省医政局に届け出る。また、所属施設がない場合は、本人から都道府県を通じて厚生労働省医政局に届け出る。

④　関係機関等との情報共有・連携強化

厚生労働省医政局は、災害支援ナースの派遣の調整業務を行う都道府県の派遣調整実施窓口の情報を把握する。

厚生労働省医政局、日本看護協会、都道府県及び都道府県看護協会は、平時より緊密に情報を共有し、連携の強化に努める。

⑤　その他

厚生労働省医政局及び日本看護協会は、その他、災害等発生時の支援体制を整え、災害支援ナースが、円滑な看護支援活動を行うために必要な事業を行う。

図１：災害支援ナース派遣の仕組み（平時の体制整備）

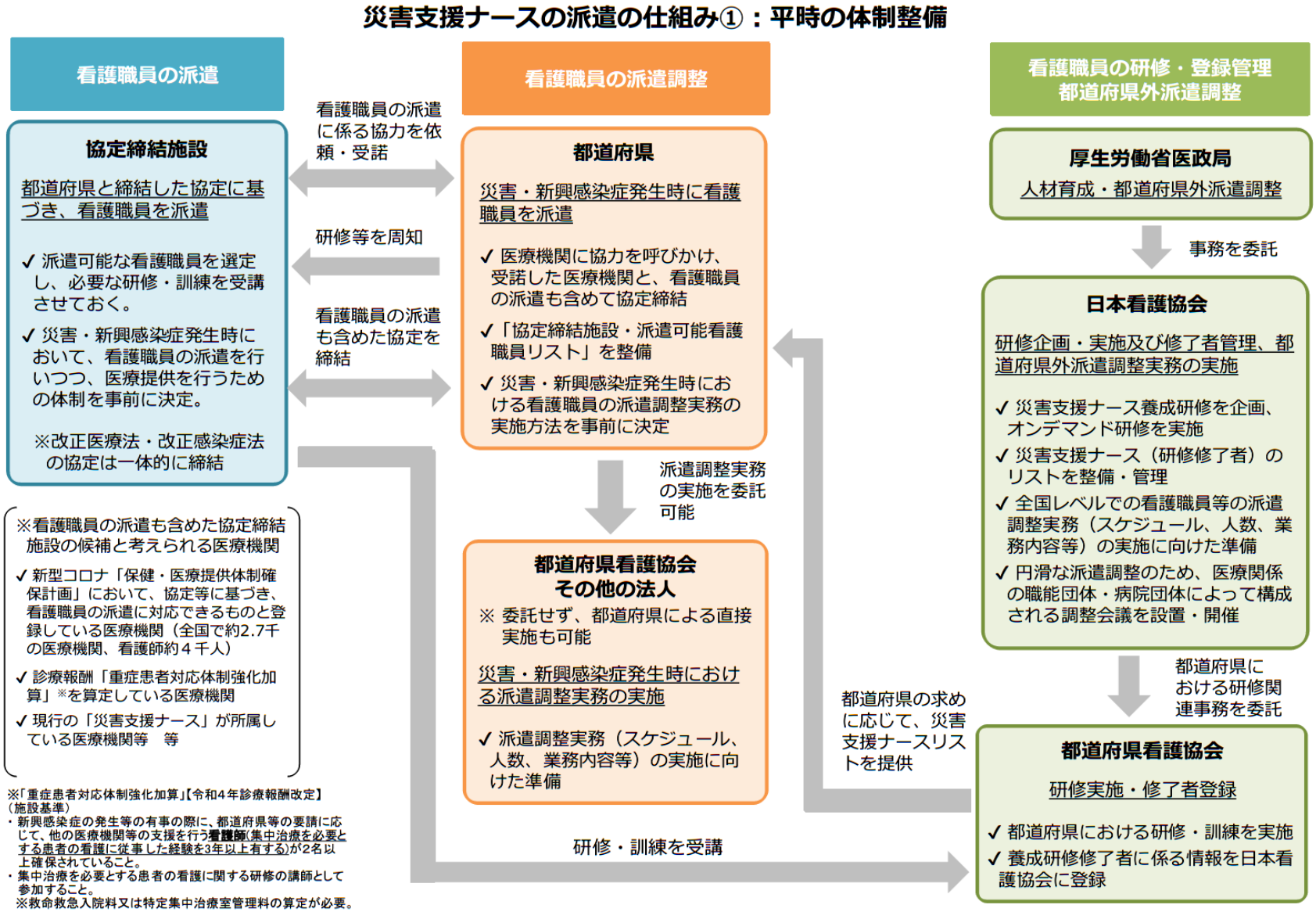

４．災害等発生時の対応

（１）情報収集と共有

都道府県は、大規模自然災害が発生した又は新興感染症が発生・まん延した場合、被災地域の災害の概況、被災都道府県内における災害支援ナース派遣状況、看護支援ニーズ・支援要請の有無等（以下「被災状況等」という。）を収集し、厚生労働省医政局に報告する。

日本看護協会は危機対策本部を設置し、あらゆる媒体を活用した情報収集を行う。また、都道府県看護協会から報告された被災状況等について情報を集約し、厚生労働省医政局に報告する。

災害支援ナースを派遣した協定締結施設は、派遣に関する状況を、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）に入力する。さらに、災害支援ナースの活動状況に応じて適宜EMISの入力情報を更新する。

厚生労働省医政局、日本看護協会、都道府県及び都道府県看護協会は、緊密に情報を共有し、連携の強化に努める。

（２）災害支援ナース派遣手順

災害支援ナースの派遣に関する手順は以下を原則とする。

①　都道府県内の派遣の場合

イ　被災都道府県は、災害支援ナースの派遣の必要性を検討する。

ロ　被災都道府県は、災害支援ナースの活動地域（市町村）、活動場所、必要な人数、期間、活動内容等を決定する。

ハ　被災都道府県は、速やかに協定締結施設に派遣を要請し、派遣調整を行う。

ニ　災害支援ナースの活動の終了時期は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が決定する。

なお、災害支援ナースの派遣の要請や終了については、被災都道府県は都道府県看護協会と協議のうえ、決定することができる。

②　都道府県外派遣の場合

イ　被災都道府県は、都道府県内派遣が適切に講じられてもなお、災害支援ナースの数が不足すると判断した場合は、他の都道府県に災害支援ナースの派遣を要請することができる。（都道府県間での調整が整わないときは、被災都道府県は厚生労働省医政局に対して派

遣調整を要請することができる。この場合、厚生労働省医政局は、災害支援ナースの活動内容、活動場所、派遣スケジュール等について、他の都道府県と調整し、決定する。）

ロ　災害支援ナースを派遣する都道府県は、被災都道府県への派遣を受諾し、速やかに協定締結施設に派遣を要請する。

ハ　被災都道府県は、災害支援ナースの活動地域（市町村）・活動場所を決定し、必要な人数、期間、活動内容等についての情報を厚生労働省医政局に提供する。

ニ　災害支援ナースの活動の終了時期は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が決定する。

なお、災害支援ナースの派遣の要請や終了については、被災都道府県は都道府県看護協会と協議のうえ、決定することができる。

（３）災害支援ナースの活動

①　大規模自然災害発生時の対応

イ　活動時期と派遣期間

災害支援ナースの被災地での活動時期は、原則として、被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後３日以降から１か月間程度）を目安とし、個々の災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた３泊４日とする。

ロ　活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）を優先する。また、活動場所までは、原則として公共交通機関を利用して移動する。

ハ　活動内容

災害支援ナースは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）を遵守し、看護支援活動を行う。

②　新興感染症発生・まん延時の対応

イ　活動時期と派遣期間

災害支援ナースの新興感染症・まん延地域での活動時期は、原則として、移動期間を含めた２週間程度を目安とする。なお、必要に応じて通常業務への復帰可否を確認する期間（PCR検査実施から結

果が判明するまでの期間など）を別途設け、派遣期間に含めることとする。

ロ　活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、新興感染症の拡大・まん延により看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設及び宿泊療養施設を優先する。また、活動場所までは、原則として公共交通機関を利用して移動する。

ハ　活動内容

災害支援ナースは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）を遵守し、看護支援活動を行う。

図２：災害支援ナース派遣の仕組み（災害等発生時の対応）

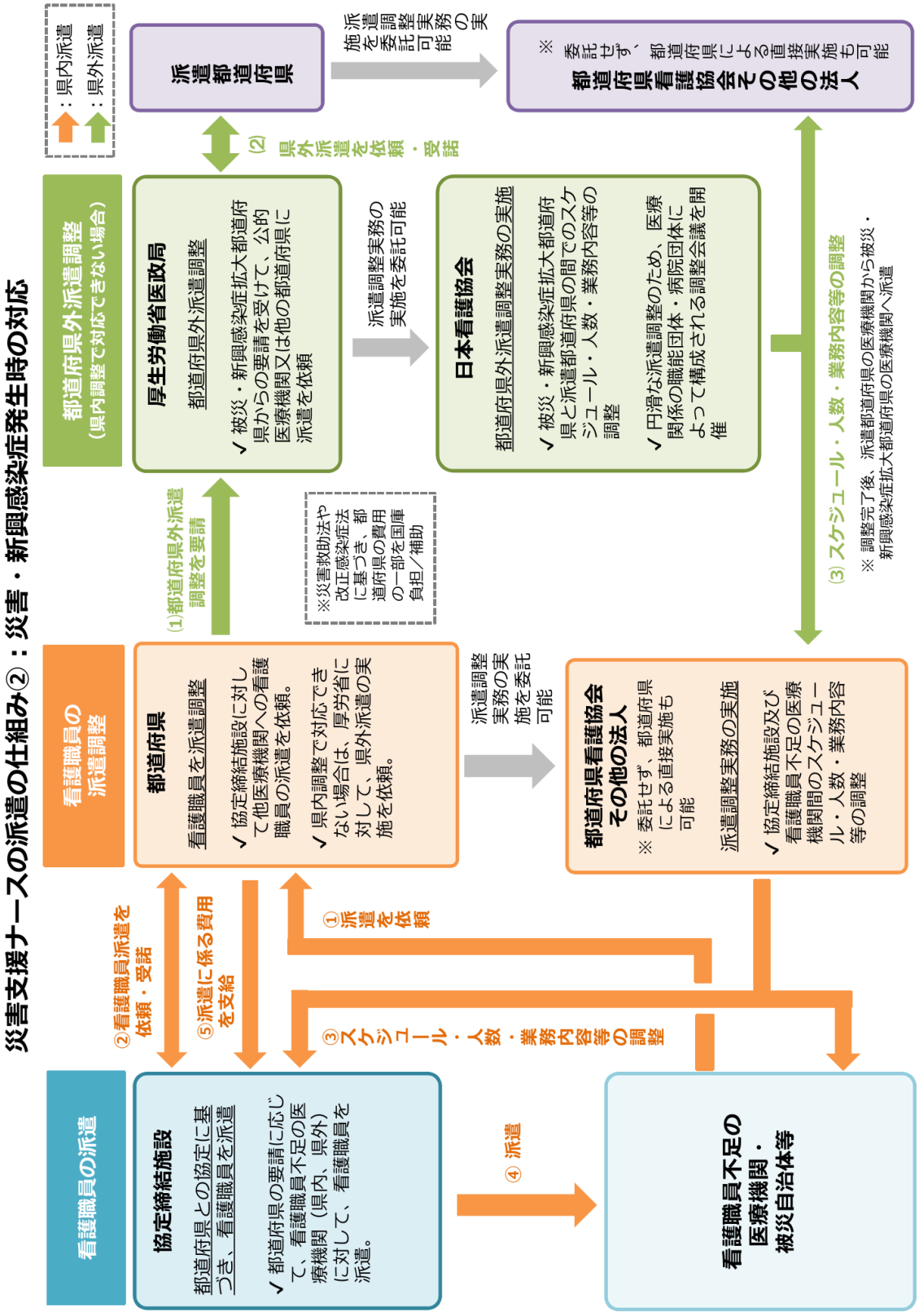

７．費用の支弁

（１）原則

災害支援ナースの活動に要した費用は、都道府県と所属施設との協定に基づき、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が支弁する。

（２）災害救助法に基づく費用支弁

① 災害支援ナースの活動が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第４条の規定による救助であると認められた場合、被災都道府県の災害支援ナースの派遣要請を受けた都道府県は、同法第20条第１項の規定に基づき、被災都道府県に求償することができる。

② ①に基づき、災害支援ナースの活動に要した費用を求償された被災都道府県は、求償した都道府県に対して、同法第18条により費用を支弁する。ただし、同法第20条第２項の規定に基づき、国に支弁を要請することができる。

（３）感染症法に基づく費用支弁

新興感染症発生・まん延時において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の３の規定に基づく医療措置協定を締結した病院、診療所又は訪問看護事業所が災害支援ナースを派遣した場合には、感染症法第58条の規定により、都道府県が支弁するものとし、当該支弁した費用について、第62条の規定により国が補助するものとする。